

軽自動車税について

● 毎年4月1日の登録名義人（所有者）に課税されます

現在、次のような状態にある方は、変更手続きを3月30日（金）までに行ってください。変更手続きがなされない場合には引き続き課税されます。4月2日（月）に廃車手続きされても、課税されますのでご注意ください。

「使用していない車両を所有している」	→	廃車手続き
「所有者が変更になった」	→	変更手続き
「住所が変更になった」	→	変更手続き
「車検証に記載してある内容と実態が違う」	→	変更手続き



手続先は、所有の車両によって次のとおり異なります。

車 種	手続先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	城里町役場税務課 桂支所 七会支所 ☎ 029-288-3111 ☎ 029-289-2211 ☎ 0296-88-3111
軽二輪（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車	茨城陸運支局 水戸市住吉町353 ☎ 050-5540-2017
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所 茨城町若宮887-59 ☎ 029-293-9989

● 農耕車（トラクター等）のナンバー登録をしましょう

農耕作業用のトラクター、テラー等で乗用できる物は、公道を走行しなくても、課税の対象となります。ナンバーをつけていない車両を所有している方は、車名、車体番号、排気量、認定番号の分かるものと印鑑をお持ちの上、役場税務課・桂支所・七会支所のいずれかで手続きをお願いします。

● 納期限までに納めましょう

納税通知書が5月中旬に送付されますので、5月31日（木）までに納付してください。

なお、心身に障害のある方で一定の条件に該当する場合は、納税通知書が届いてから、納期限7日前（5月25日）までに減免申請をすることにより、税の減免を受けることができます。対象者への通知は行っていません。毎年忘れずに手続きをしてください。

● 納税証明書は車検の時まで大切に保管しましょう

納税通知書を使って軽自動車税を納めると、領収書と一緒に車検用の納税証明書をお渡しします。車検の時まで車検証と一緒に大切に保管してください。

なお、口座振替の方は、振替が確認され次第、ハガキで納税証明書（継続検査用）を発送します。（6月中旬発送予定）

5月31日から6月上旬までに車検を迎える方は、前年度の納税証明書を使用して5月30日までに車検を受けるようにしてください。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111（内線124）